平成２５年（フ）第９１０号
横浜市南区浦舟町５丁目69番地１　アネックス末広702
債務者　長谷川巧哉
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２３号
名古屋市千種区神田町29番12号、住民票上の住所愛知県清須市西枇杷島町大黒32番地
債務者　青山　浩之
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２４号
群馬県高崎市小八木町2039番地６　サンライフ小八木102号
債務者　大久保隆司
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４４５号
埼玉県幸手市東２丁目12番14号
債務者　寺木　亮二（旧姓小張）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
埼玉県川口市戸塚東３丁目28番24号　ＳＣボン・メナージュ202、住民票上の住所埼玉県川口市大字西立野601番地の１
債務者　中澤　知道
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６４号
埼玉県川口市大字安行北谷683番地の３　三備ハイツ202号
債務者　坂本　　武
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
埼玉県吉川市大字平沼1632番地　サニーヴィレッジＤ201、旧住所埼玉県吉川市吉川２丁目31番地17
債務者　會田百合子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
埼玉県越谷市東越谷８丁目42番地１　メゾンエクセレンス207号
債務者　坂牧まどか
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
埼玉県所沢市緑町１丁目17番９―308号　アメニティヴィレッジ新所沢、前住所埼玉県所沢市宮本町１丁目４番26―101号　アーガスヒルズ16
債務者　平野　千絵（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１６号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目９番地の２　シャトル中村Ⅱ―216
債務者　佐伯美佐子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1108番地29
債務者　宮原　加奈（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３６号
埼玉県所沢市小手指台11番地の17　エールハイツＫＡＴＯ201
債務者　富樫　和子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６７号
埼玉県熊谷市新堀1071番地11　ベルトピア熊谷４―201号
債務者　藤原　邦光（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８３号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2000番地31
債務者　相良　義行
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８５号
埼玉県深谷市畠山2201番地
債務者　飯野　久夫
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９１号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1100番地２、旧住所埼玉県富士見市大字下南畑3945番地13
債務者　星野　賢一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部